

令和5年12月19日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

一般送配電事業者の情報管理に係る体制整備義務違反に関し、 業務改善指導を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、北陸電力送配電株式会社に対し業務改善指導を行いました。

1. 概要

今般、北陸電力送配電株式会社において、一般送配電事業者において関係の小売電気事業者が閲覧することができないように体制を整備することが求められている新電力の顧客等に係る非公開情報が、北陸電力株式会社において閲覧可能な状態となっていたことが判明しました。

なお、いずれの事案においても、北陸電力株式会社の従業員による不適切な情報の閲覧や業務利用は認められていません。

具体的には、以下の2つのケースが確認されています。

- ① 北陸電力送配電株式会社は、北陸電力株式会社が自社顧客に提供している使用電力量等の実績を確認できるサービス(以下「本サービス」という。)に関し、北陸電力株式会社と特定の契約を締結している一部の需要家について、北陸電力送配電株式会社の管理するシステムから情報連携を行うことで使用電力量を提供していたところ、一部顧客(10 地点)について当該顧客が北陸電力株式会社から新電力にスイッチングをした後も、その使用電力量を本サービスに提供し続けていたこと。
- ② 北陸電力送配電株式会社は、北陸電力株式会社が属するバランシンググループが同時同量業務を行うために、同バランシンググループに属する発電所の発電データを情報連携していたところ、FIT 電源(5 地点)のデータ(発電電力量等)について、北陸電力株式会社による買取契約が解消され同バランシンググループに属しなくなった後も、北陸電力株式会社に情報連携し続けていたこと。

上記の2つの事案は電力・ガス取引監視等委員会による内部統制体制の強化に係る要請(令和5年4月17日付)に対する業務総点検に取り組む中で、北陸電力送配電株式会社自ら発見し、報告されたものです。報告を受け、電力・ガス取引監視等委員会において事案解明作業を行ってきましたが、上記の2つの事案はいずれも、北陸電力送配電株式会社の情報連絡窓口において北陸電力株式会社の顧客及び発電所に係る契約変更は把握していたものの、北陸電力送配電株式会社内での業務フローの不備等により、北陸電力送配電株式会社において適切な対応がとられなかったことによるものです。

各事案の事実関係を踏まえ、電気事業法で一般送配電事業者に義務付けられている体制整備義務への違反が認められること等に鑑み、今回、北陸電力送配電株式会社に対し業務改善指導を行いました。

2. 指導の概要

- (1) 上記①の再発防止策として、北陸電力送配電株式会社から本サービスへの使用電力量の情報連携を可能な限り早期に解消するための措置を講ずること。
- (2) 上記②の再発防止策として、北陸電力株式会社のバランシンググループに属する発電所データの情報連携において、不要なデータの連携がなされないように、業務フローをルール化し、当該ルールに従った業務の実施を徹底すること。
- (3) 令和5年5月12日付で電力・ガス取引監視等委員会に対して報告がなされている内部統制体制の強化に係る取組に関して、不十分な事項を整理した上、早期に実施すること。また、かかる整理及び実施状況に係る、電力・ガス取引監視等委員会のフォローアップに誠実に対応すること。

3. 関連資料

[一般送配電事業者の情報漏えい事案に関し、業務改善勧告、業務改善指導または要請を行った事業者から業務改善計画を受領しました。](#)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 鍋島
担当者: 武部、日高
電話: 03-3501-1585(直通)